

年金記録確認のチェックポイント

お手元に、「ねんきんネット」の年金記録や、以前お送りした「ねんきん定期便」などをご用意のうえ、ご確認ください。

お手元にないとき

「ねんきんネット」にご登録いただくか、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にお電話ください(詳しくは裏面をご覧ください)。

以下の項目に該当するような場合、記録の「もれ」や「誤り」のある可能性が高くなります。

1 「ねんきんネット」で確認する場合 昭和25年9月10日生まれの方の例

年度	年齢	各月の年金記録の状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和45年度	20歳	/	/	/	/	/	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加
昭和46年度	21歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
昭和47年度	22歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
昭和48年度	23歳	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加
昭和49年度	24歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年

※「未加」=20歳以上60歳未満の期間のうち、年金制度に未加入であった月(共済組合に加入していたため国民年金、厚生年金等に加入していなかった期間を含む)、「国年」または「厚年」=国民年金または厚生年金に加入していた月の意味です。

2 「ねんきん定期便」などで確認する場合 昭和25年9月10日生まれの方の例

※①「ねんきん特別便」、②「厚生年金加入記録のお知らせ」(年金を受給されている方)、③平成21年4月～22年3月にお送りした「ねんきん定期便」(年金を受給されている方以外)でご確認ください。

これまでの『年金加入履歴』です
お示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください

お示している年金加入履歴には、共済組合員記録に関する加入履歴は含んでおりません。
※現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。
※各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
※ このお知らせの見方は、パンフレットの4～5ページをご覧ください。					
1	厚年	〇〇商事	昭和46. 4. 1	昭和46.11. 5	7
2	厚年	△△株式会社 (空いている期間があります。)	昭和46.11. 5	昭和48. 4. 1	17
3	国年	第1号被保険者	昭和49. 4. 1	昭和50. 4. 1	12

20歳以降が未加入となっている可能性があります。

未加入となっています。

「未加入」となっている期間(共済組合員期間を除く)は要チェック!

- この期間働いていなかった
- 学生であったが国民年金に加入していた。
 - 夫(妻)の扶養家族であったが国民年金に加入していた(昭和61年3月以前に限ります)。

- この期間働いていた
- 退職後、結婚し姓が変わった。
 - いろいろな名前の読み方がある。
 - 事情があって本名とは異なる名前で勤めた(異なる名前で記録されている可能性があります)。
 - 事情があって本来の生年月日とは異なる生年月日で勤めた(異なる生年月日で記録されている可能性があります)。
 - 転職のたびに年金手帳が発行された(年金手帳を一つにまとめる手続きをしていないと記録がもれている可能性があります)。
 - 同じ会社(グループ)内で転勤や出向を繰り返していた。
 - 勤務先の会社が、その後、合併、社名変更、倒産した。
 - 試用期間中に退職した。
 - 保険の外交員、期間工などとして勤めていた。

- 上記以外にも、記録の「もれ」や「誤り」がある場合があります。
- 上記のリストは、記録が「未加入」となっている場合のチェックポイントです。この他、保険料を納付したにもかかわらず「未納」となっていたり、標準報酬額(給与の平均を区切りのよい一定の額ごとに区分し、納めていただく保険料額の計算の基とするもの)が実際と異なっていることなどもありますので、「ねんきんネット」や「ねんきん定期便」などでご確認ください。

お心当たりのある方は、裏面のメモ欄に思い当たる内容をご記入のうえ、お近くの年金事務所等にご相談ください。



親展 (Personal delivery)



XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

年金記録確認のお願い (Request for pension record confirmation)

差出人 日本年金機構 Japan Pension Service 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

年金記録の持ち主を探しています。 矢印の方向へゆっくりと開いてください。(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください)

「ねんきんネット」で、ご確認を

- ▶ いつでも最新の年金記録を確認できます!
 - ☞ ご家族の助けを受けて年金記録を発見した方もいらっしゃいます。
- ▶ 持ち主不明の記録を検索できます!
- ▶ 年金の支払いに関する通知書を画面で確認できます!

お問い合わせ先

『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』

(お問い合わせの際は、照会番号もしくは基礎年金番号をお知らせください。)

0570-058-555 (ナビダイヤル)

050または070から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144 (一般電話)

【受付時間】 月～金曜日 午前 9:00～午後 8:00
第2土曜日 午前 9:00～午後 5:00
*祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

電話での照会番号

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

「ねんきんネット」の利用方法

日本年金機構のホームページから、「アクセスキー」で利用登録を行ってください。

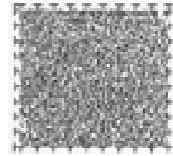


あなたのアクセスキー



- 即時にユーザIDが発行できる「アクセスキー」の有効期限は本状到着後、3カ月です。お早めに申し込みください。(有効期限後は、ホームページの「アクセスキーをお持ちでない方」から利用登録を行ってください。5日程度でユーザIDを郵送いたします)
- 利用登録の際には、「基礎年金番号」の入力が必要になりますので、お手元に「年金証書」、「年金振込通知書」等をご用意ください。
- すでに利用登録がお済みの方にも、行き違いで「アクセスキー」を送付してしまう場合もありますが、再度の登録は不要です。

このマークは、音声コードです。目の不自由な方には、このお知らせに関する情報を音声で聞くことができます。



あなたの 気になる年金記録 もう一度、ご確認を。

年金記録問題の解決に向けて、これまで「ねんきん特別便」などをお送りし、ご確認をお願いしてまいりました。しかし、いまだ約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。

約9人に1人、年金記録が見つっています。

若い頃に勤めていた記録が見つかった 例 年額98万円▶234万円	結婚前の旧姓の記録が見つかった 例 年額43万円▶154万円	名前の読み方が誤って登録されていた記録が見つかった 例 年額0円▶137万円
--	--------------------------------------	--

▶ 厚生年金基金に加入していたことのある死亡者の記録についても、遺族年金への影響があり得ることから、ご遺族の方からの申し出を受け、照合作業を行います。ご希望の方は、お近くの年金事務所にお申し出ください。

年金記録確認のチェックポイント

お手元に、「ねんきんネット」の年金記録や、以前お送りした「ねんきん特別便」などをご用意のうえ、ご確認ください。

「ねんきんネット」で確認する場合
昭和25年9月10日生まれの方の例

年度	年齢	各月の年金記録の状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和45年度	20歳	/	/	/	/	/	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加
昭和46年度	21歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
昭和47年度	22歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
昭和48年度	23歳	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加

※「未加」=20歳以上60歳未満の期間のうち、年金制度に未加入であった月(共済組合等に加入していたため、国民年金、厚生年金等に加入していなかった期間を含む)の意味です。
「厚年」=厚生年金に加入していた月の意味です。

年金記録がないときには、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にお電話ください(表面)。

「未加入」期間(共済組合員期間を除く)は要チェック!
○以下の項目に該当するような場合、記録の「もれ」や「誤り」のある可能性が高くなります。

- | | | |
|--------------|--|-----------------------|
| この期間働いていなかった | <input checked="" type="checkbox"/> 学生であったが国民年金に加入していた。
<input checked="" type="checkbox"/> 夫(妻)の扶養家族であったが国民年金に加入していた(昭和61年3月以前に限ります)。 | <input type="radio"/> |
| この期間働いていた | <input checked="" type="checkbox"/> 退職後、結婚し姓が変わった。
<input checked="" type="checkbox"/> いろいろな名前の読み方がある。
<input checked="" type="checkbox"/> 事情があって本名とは異なる名前で勤めた。
<input checked="" type="checkbox"/> 事情があって本来の生年月日とは異なる生年月日で勤めた。
<input checked="" type="checkbox"/> 転職のたびに年金手帳が発行された。
<input checked="" type="checkbox"/> 同じ会社(グループ)内で転勤や出向を繰り返していた。
<input checked="" type="checkbox"/> 勤務先の会社が、その後、合併、社名変更、倒産した。
<input checked="" type="checkbox"/> 試用期間中に退職した。
<input checked="" type="checkbox"/> 保険の外交員、期間工などとして勤めていた。 | <input type="radio"/> |

お心当たりのある方は、思い当たる内容について、年金事務所等にご相談ください。